堺市公報　第438号	令和８年11月６日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町３番１号

目　　次

頁

＜規則＞

○堺市長の倫理に関する条例施行規則及び堺市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

【総務局行政部行政総務課】…… 2

＜告示＞

○土壌汚染対策法第11条第１項に基づく形質変更時要届出区域の指定について

【環境局環境保全部環境対策課】…… 3

○大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の12第３項に基づく要届出管理区域の指定一部解除について

【環境局環境保全部環境対策課】…… 4

○一般廃棄物収集運搬業務に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格及び登録について

【環境局環境事業部環境事業管理課】…… 4

＜公告＞

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について

【産業振興局産業戦略部地域産業創造課】…… 7

○地域農業経営基盤強化促進計画の変更について

【産業振興局農政部農水産課】…… 8

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…… 9

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…… 10

＜消防局公告＞

○指定催しの指定について

【消防局予防部予防査察課】…… 10

＜教育委員会規則＞

○堺市就学援助規則の一部を改正する規則

【教育委員会事務局学校管理部学務課】…… 11

＜選挙管理委員会規程＞

○堺市選挙管理委員会傍聴規程の一部を改正する規程
【選挙管理委員会事務局】…… 12

規　　則

堺市長の倫理に関する条例施行規則及び堺市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年１１月６日

堺市長　永　藤　英　機

堺市規則第６１号

堺市長の倫理に関する条例施行規則及び堺市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

（堺市長の倫理に関する条例施行規則の一部改正）

第１条　堺市長の倫理に関する条例施行規則（平成１８年規則第１０２号）の一部を次のように改正する。

第１７条第１項中「傍聴人名簿に自己の住所及び氏名を明記し」を「会議の傍聴について申し出て」に改める。

（堺市文化財保護条例施行規則の一部改正）

第２条　堺市文化財保護条例施行規則（令和２年規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第１７条第２項中「傍聴人名簿（様式第２５号）に氏名を明記し」を「会議の傍聴について申し出て」に改め、同条第７項中「前５項」を「第２項から前項まで」に改める。

第１８条中「様式第２６号」を「様式第２５号」に改める。

様式第２５号を削り、様式第２６号を様式第２５号とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

堺市告示第３７６号

土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第１１条第１項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第３項において準用する同法第６条第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年１１月６日

堺市長　永　藤　英　機

１　指定する形質変更時要届出区域

堺市堺区築港八幡町１番49の全部並びに１番97及び１番100の各々の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）

２　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第１項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン
ベンゼン
カドミウム及びその化合物
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物

３　土壌汚染対策法施行規則第31条第２項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物

４　その他

当該形質変更時要届出区域は、土壌汚染対策法施行規則第58条第５項第12号に該当する。

堺市告示第３７７号

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成６年大阪府条例第６号）第８１条の１２第３項の規定に基づき、平成１７年堺市告示第２４号により指定した区域の指定の一部を解除するので、同条第４項において準用する同条例第８１条の８第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年１１月６日

堺市長　永　藤　英　機

１　指定を解除する要届出管理区域

堺市堺区築港八幡町１番97及び１番100の各々の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌汚染関係）に基づく要措置管理区域・要届出管理区域の指定について」の台帳に掲載する。）

２　大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成６年大阪府規則第81号）第48条の33第１項に規定する基準に適合していない管理有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

３　大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の33第２項に規定する基準に適合していない管理有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

鉛及びその化合物

４　講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定による指定を行うもの

堺市告示第３７８号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の１１

第２項の規定に基づき、令和９年度及び令和１０年度において本市が委託する一般廃棄物（生活ごみ、資源ごみ（缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び小型金属をいう。）、粗大ごみ及びアドプト等美化清掃ごみに限る。）収集運搬業務に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格を次の１のとおり定めたので、同条第３項において準用する令第１６７条の５第２項の規定により告示する。

なお、資格を有する者で、令第１６７条の１２第１項の規定に基づき、指名を受けようとするものは、次の２に定めるところにより本市の登録を受けなければならない。

令和８年１１月６日

堺市長　永　藤　英　機

１　資格要件

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア　一般廃棄物（特別管理一般廃棄物、汚泥及びし尿等液状のものを除く。以下同じ。）の収集運搬について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第６条の２第２項の規定に基づき、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第１項に規定する組合を含む。）の委託を受けている者

イ　一般廃棄物について、法第７条第１項の許可を受けている者

(2) 本市の区域内に本店を有し、当該本店において一般廃棄物の収集運搬に係る業務を、登録申請時点において引き続き３年以上実施していること。

(3) 一般廃棄物の収集運搬業務を的確に、かつ、継続して行うに足りる財政的基礎を有していること。

(4) 登録申請時点において、一般廃棄物の収集運搬業の用に供している車両（以下単に「車両」という。）のうち圧縮装置を備えた機械式等構造（パッカー等）で２ｔ車以上のものを６台以上所有（自己所有に限る。）をし、業務を実施していること。

(5) 本市の区域内に車両の専用車庫を設けていること。

(6) 登録申請時点において、一般廃棄物の収集運搬業に従事している常勤の従業員を６人以上雇用し、業務を実施していること。

(7) 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。

(8) 法第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

(9) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(10) 本市が課税する市税等（以下「堺市税等」という。）を滞納していないこと。

(11) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続を開始していないこと。

(12) 令第167条の４の要件に該当しないこと。

(13) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第３条の２に規定する入札参加除外者又は同要綱第５条第２号に規定する大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報等に係る事業者でないこと。

(14) 平成17年２月１日時点において、堺市内及び旧美原町内の一般廃棄物の収集運搬を委託されていた者は、上記(2)及び(5)の要件は除くものとする。

(15) その他各種法令に違反していないこと。

２　登録

(1) 申請の期間及び方法

指名競争入札に参加することを希望する者は、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を次のとおり提出しなければならない。

ア　申請書交付期間

令和８年11月９日から同月11日まで

（10時から12時まで及び13時から16時まで）

イ　申請書交付場所

堺市堺区南瓦町３番１号

環境局環境事業部環境事業管理課（堺市役所高層館４階）

ウ　受付期間

令和８年11月10日から同月25日まで

（10時から12時まで及び13時30分から16時まで。ただし、堺市の休日に関する条例（平成２年条例第20号）第２条第１項に規定する休日を除く。）

エ　受付場所

堺市堺区南瓦町３番１号

環境局環境事業部環境事業管理課（堺市役所高層館４階）

(2) 申請書の添付書類

申請書には次の書類を添付しなければならない。

ア　法人の場合にあっては、履歴事項全部証明書又はその写し及び定款の写し

イ　使用印鑑届（本市指定様式）

ウ　法人の場合にあっては、印鑑証明書。個人の場合にあっては、印鑑登録証明書

エ　国税の納税証明書

(ｱ) 法人の場合にあっては、法人税、消費税及び地方消費税

(ｲ) 個人の場合にあっては、所得税、消費税及び地方消費税

オ　堺市税等に係る納税状況確認のための同意書（本市指定様式）

カ　申請日直前３年間の事業年度分に係る財務諸表

(ｱ) 法人の場合にあっては、貸借対照表及び損益計算書

(ｲ) 個人の場合にあっては、所得税確定申告書の写し

キ　従業者名簿（本市指定様式）
ク　雇用関係を確認できる書類（「従業者名簿」に記載された従業者分）
ケ　使用車両明細（本市指定様式）
コ　車両格納庫（本市指定様式）
サ　車両写真添付台紙（本市指定様式）
シ　車両の賃借に関する証明書（本市指定様式）
ス　本店の見取図及び業務経歴（本市指定様式）
セ　許認可等の写し（資格要件(1)を証明するもの）
ソ　誓約書（本市指定様式）
タ　自動車検査証の写し（「使用車両明細」に記載された車両分）
チ　資産に関する調書（本市指定様式）

(3) 資格登録の有効期限

資格を有すると認めた旨の通知に記載の日付から令和11年３月31日まで

(4) その他

ア　資格審査基準日は、受付期間の属する月の初めの日とする。
イ　申請書及び添付書類の提出があった場合は、資格審査を行い、資格を有すると認めた者を登録する。
ウ　申請内容に虚偽の記載等があった場合は、登録を承認しないこと又は登録を取り消すことがある。
エ　提出した申請書及びその添付書類の記載事項に変更があった場合は、直ちにその旨を環境局環境事業部環境事業管理課に届け出なければならない。この場合において、証明を要する事項については、当該事項に係る証明書を添付すること。
オ　納税状況を確認するため、資格登録後においても堺市税等について納税調査を毎年行う。また、法人税、所得税、消費税及び地方消費税については、納税証明書を毎年提出しなければならない。税の滞納がある場合は、登録を取り消すことがある。
カ　入札参加時には本市業務で使用する専用車両（長期リース契約を含む。）として必要車両（堺市ごみ収集要綱（昭和63年制定）別表第２及び別表第４に記載するコンテナボックス内の廃棄物を効率的に収集するための油圧式装置（キャッチ等）が装備されたもの）を準備できることかつ緊急時に備えて予備車を用意できること。

公　　告

堺市公告第６１７号

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から４か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業創造課及び南区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から４か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業創造課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和８年１１月６日

堺市長　永　藤　英　機

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　アクロスモール泉北
　堺市南区原山台五丁９番５号

２　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
　大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
　代表取締役　伊藤　光博
　東京都千代田区神田三崎町三丁目３番21号

３　変更事項
　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

４　変更年月日
　令和８年４月１日　ほか

５　届出年月日
　令和８年10月20日

堺市公告第６１８号

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第５項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するために令和８年堺市公告第５６６号において公告した地域計画の変更の案について、意見書の提出がなかったので、地域計画を変更し、同条第８項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月６日

堺市長　永　藤　英　機

１　変更した地域計画の名称

中区（陶器北地区圃場整備を除く）

東区

南区（鉢ヶ峯地区圃場整備、長峰地区圃場整備及び別所地区を除く）

美原区（菅生地区及び菅生新田地区を除く）

菅生地区

２　変更した地域計画

別紙のとおり

（「別紙」は、省略し、その内容を堺市ホームページ「地域計画について」(https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nosui/nosuisangyo/tiikikeikaku/index.html)に掲載する。）

３　地域計画の変更の日

令和８年11月６日

堺市公告第６１９号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月６日

堺市長　永　藤　英　機

１　開発区域
　　堺市西区上野芝町四丁539番40の一部

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　　大阪府堺市北区中百舌鳥町四丁613番地
　　大和ハウス工業株式会社
　　支配人　松浦　光彦

堺市公告第６２０号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月６日

堺市長　永　藤　英　機

１　開発区域
　　堺市堺区西永山園12番１、12番６から12番９まで及び12番10

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　　大阪市北区大淀中一丁目１番30号（関西営業本部）
　　積水ハウス不動産株式会社
　　支配人　吉田　憲一

消防局公告

堺市消防局公告第８号

堺市火災予防条例（平成２０年条例第２５号）第８３条の２第１項の規定に基づき、次

の催しを指定催しとして指定したので、同条第４項の規定により公告する。

令和８年１１月６日

堺市消防長　新　子　哲　也

催しの名称　第16回堺クラフトフェア「灯しびとの集い」
開 催 場 所　堺市堺区百舌鳥夕雲町２丁　大仙公園　催し広場
開 催 期 間　令和８年11月14日（土）から同月15日（日）まで

教育委員会規則

堺市就学援助規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年１１月６日

堺市教育委員会
教育長　関　百　合　子

堺市教育委員会規則第２５号

堺市就学援助規則の一部を改正する規則

堺市就学援助規則（昭和４９年教育委員会規則第１０号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる保護者に係る申請の期日は、教育長が別に定める。

(1)　要保護者

(2)　激甚災害により被害を受けた者その他教育長が特に必要と認めた者

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会規程

堺市選挙管理委員会傍聴規程の一部を改正する規程を公布する。

令和８年１１月６日

堺市選挙管理委員会
委員長　大　毛　十一郎

堺市選挙管理委員会規程第３号

堺市選挙管理委員会傍聴規程の一部を改正する規程

堺市選挙管理委員会傍聴規程（平成２４年選挙管理委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項を次のように改める。

会議を傍聴しようとする者は、受付において会議の傍聴について申し出なければならない。

第３条第２項に次のただし書を加える。

ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第３条に次の１項を加える。

４　前項の規定による決定を受けた傍聴人は、係員の指示により会場に入場しなければならない。

第６条の見出し中「写真、映画等の」を削り、同条中「写真、映画等を撮影し、」を「撮影」に改め、同条ただし書中「ではない」を「でない」に改める。

別記様式を削る。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。